

機械労働組合聯合會規約

第一章 總則

- 第一條 本聯合會ヲ機械労働組合聯合會ト稱ス
  - 第二條 本聯合會ハ産業自治ノ實現ヲ圖ルヲ爲メニ組織ナキ労働者ニ組織ヲ作り共通ノ利害ニ依リ協同一致ノ行方ヲ取ルコトヲ以テ目的トス
  - 第三條 本聯合會ハ機械工場労働者ヲ以テ組織シタル産業別ノハ職業別労働團體ヲ以テ組織ス
  - 第四條 本聯合會ハ加盟團體共通ノ利益ニ関スルコトノ外ハ加盟団体ノ内部自治ニ干渉スルコトヲ得ス
  - 第五條 本聯合會本部ヲ東京ニ置ク
  - 第六條 本聯合會規約ハ大會ノ決議ヲ經ルニ非サルニテ変更スルコトヲ得ス
- 第二章 機関
- 第七條 本聯合會ニ左ノ機関ヲ置ク  
一 大會  
二 中央委員會  
三 執行委員
  - 第八條 大會ハ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回之ヲ開催シ執行委員之ヲ召集ス
  - 第九條 但シ中央委員會必要ト認メタルトキ臨時大會ヲ開催スルコトヲ得代議員選出方法及代議員數ハ中央委員會ニテ決定スルモノトス
  - 第十條 中央委員會ハ中央委員ヲ以テ組織シ大會ヨリ次期大會召集ル期日ヲ決議スルコトヲ得但シ執行委員之ヲ召集スルコトハ中央委員會ニテ決定スルモノトス